

## 浜坂町・温泉町合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 浜坂町・温泉町(以下「2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、浜坂町・温泉町合併協議会とする。

### (協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新町建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、浜坂町浜坂2673番地の1に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長、委員及び顧問をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2町の長
- (2) 2町の議会の議長及び各議会が選出する議員3人
- (3) 2町の長が協議して定めた学識経験を有する者10人以内

2 委員は、非常勤とする。

### (顧問)

第8条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、2名以内とする。

3 顧問は、非常勤とする。

### (会長、副会長の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事項は、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長及び副議長は、会長が第7条第1項第2号に掲げる者の中からこれを選任する。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

6 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 幹事会 )

第11条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費 )

第13条 協議会に必要な経費は、2町が均等に負担する。

( 監査 )

第14条 協議会の出納の監査は、会長が2町の学識の監査委員を委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、浜坂町の例により会長が別に定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第16条 会長、副会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受

けることができる。

2 第10条第6項の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して費用弁償を支払うことができる。

3 前2項に規定する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、美西衛生施設一部事務組合の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、2町の長が協議して定めた日から施行する。